

(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更内容(総括表)

(1) 重要変更に係るもの(法第13条関係)

変更後の用途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上の用途区分別面積	備考
(編入) 該当なし 小計①		m ²	m ²	
(除外) 農地法第2条1項に規定する「農地」に非該当	2	田 1,220m ² 畑 228m ²	農地 1,448m ²	2筆
法第15条の2第1項に規定する開発行為の許可が不要	10	田 117m ² 畑 1139.8m ²	農地 1,256.8m ²	10筆
小計②	12	田 1,337.0m ² 畑 1,367.8m ²	農地 2,704.8m ²	12筆
(用途区分の変更： 1haを超える場合) 該当なし				
合計 ①-②		田 -1,337.0m ² 畑 -1,367.8m ²	農地 -2,704.8m ²	

(2) 軽微な変更に係るもの(令第10条関係)

変更後の用途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上の用途区分別面積	備考
該当なし		m ²	m ²	
合計				

(注：備考欄に令第10条第1項各号の区分を記載する。)

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

様式第2号別表1-1「変更箇所の個別検討表」のとおり。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

既に山林原野化し、「農地法の運用通知」第4の(3)に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断され、農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無い土地、または開発行為の実施にあたり、法第15条の2第1項の規定する許可が不要であり、農地転用も不要とされた土地の農用地区域からの除外であり、農業面での影響は必要最低限と判断される。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

土地利用に対する基本方針に変更はない。

(様式第2号)

農業振興地域整備計画変更調書

第1 農用地区域の変更

1 農用地区域に編入しようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況 地目積	農用地利用 計画上の用途 区分	農業関係事業の 実施及び計画 との関連	変 更 理 由	備 考
附図番号	所 在						
該当なし							
合 計			m ²				

2 用途区分の変更をしようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況 地目積	農用地利用 計画上の用途 区分	農業関係事業の 実施及び計画 との関連	変 更 理 由	備 考
附図番号	所 在						
該当なし							
合 計			m ²				

3 農用地区域から除外しようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況 地目 面積	農用地利用 計画上の用途 区分	農業関係事業の 実施及び計画 との関連	変更 理由	備考
附図 番号	所在						
1	山田町余木田 47-1	山林	田 1,220㎡	農地	なし	農地法第2条1 項に規定する「農 地」に非該当と判 断されたことに 伴うもの	
2	田人町旅人字 下平石207	山林	畑 228㎡	農地	なし	同上	
3	岩間町上山42	雑種地	畑 859㎡ うち140㎡	農地	なし	同上	携帯電話無線中 継基地局敷地
4	三和町合戸字 浮矢3-1	雑種地	田 831㎡ うち112.50㎡	農地	なし	同上	
5	平北神谷字堂 田1-1	雑種地	田 1,936㎡ うち2.25㎡	農地	なし	同上	
6	小川町上小川 字根本57-86	雑種地	畑 6,010㎡ うち2.25㎡	農地	なし	同上	
7	四倉町白岩字 原78	雑種地	畑 136㎡ うち2.25㎡	農地	なし	同上	
8	遠野町深山田 字折部前72-1	雑種地	畑 2,723㎡ うち2.25㎡	農地	なし	同上	
9	川前町下桶売 字上高部37-1	雑種地	畑 798㎡ うち73.43㎡	農地	なし	同上	
10	三和町中三坂 字根岸77-1	雑種地	田 2,209㎡ うち2.25㎡	農地	なし	同上	
11	川前町下桶売 字高部13-1	雑種地	畑 346㎡ うち15.62㎡	農地	なし	同上	
12	四倉町駒込字 久原319-5	雑種地	畑 904㎡	農地	なし	電気事業法によ る発電事業用に 供する電気工作 物（電力開閉施 設および鉄塔） 敷地	
合 計			田 1,337.0㎡ 畑 1,367.8㎡ 2,704.8㎡				

第2 その他の計画の変更

1 農業生産基盤の整備開発計画の変更

地区名 区域 番号	変更前					変更後					変更理由
	図面 番号	事業の 種類	事業の 概要	受益の範囲		図面 番号	事業の 種類	事業の 概要	受益の範囲		
				受益 地区	受益 面積 ha				受益 地区	受益 面積 ha	
該当 なし											

(注) 第1の変更が第2の1の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

2 農用地等の保全計画の変更

項目	変更前	変更後	変更理由
農用地等の保全の方向	該当なし		
農用地等の保全のための活動	該当なし		

農用地等保全整備計画の変更

地区名 区域 番号	変更前					変更後					変更理由
	図面 番号	事業の 種類	事業の 概要	受益の範囲		図面 番号	事業の 種類	事業の 概要	受益の範囲		
				受益 地区	受益 面積 ha				受益 地区	受益 面積 ha	
該当 なし											

(注) 第1の変更が第2の2の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更

項目	変更前	変更後	変更理由
農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	該当なし		
農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進の基本的な方向を図るための方策	該当なし		

4 農業近代化施設の整備計画の変更

地区名 区域 番号	変更前							変更後							変更理由
	図面番号	施設の 種類	位置 及び 規模	受益の範囲			利用組織	図面番号	施設の 種類	位置 及び 規模	受益の範囲			利用組織	
				受益地区	受益面積 ha	受益戸数 戸					受益地区	受益面積 ha	受益戸数 戸		
該当なし															

(注) 第1の変更が第2の4の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

5 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画の変更

地区名 区域 番号	変更前					変更後					変更理由	
	図面番号	施設の 種類	施設の 内容	位置 及び 規模	施設の 対象者	図面番号	施設の 種類	施設の 内容	位置 及び 規模	施設の 対象者		
該当なし												

(注) 第1の変更が第2の5の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

6 農業従事者の安定的な就業の促進計画の変更

項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
農業を担うべき者の安定的な就業の促進を図るための方策	該当なし		

農業従事者就業促進施設の変更

地区 名 区域 番号	変 更 前				変 更 後					変 更 理 由	
	図 面 番 号	施設の 種 類	施設の 内 容	位置 及び 規模	施設の 対 象 者	図 面 番 号	施設の 種 類	施設の 内 容	位置 及び 規模		施設の 対 象 者
該 当 な し											

(注) 第1の変更が第2の6の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

7 生活環境施設の整備計画の変更

地区 名 区域 番号	変 更 前			変 更 後				変 更 理 由	
	図 面 番 号	施設等 の種 類	位置 及び 規模	利用の 範 囲	図 面 番 号	施設等 の種 類	位置 及び 規模		利用の 範 囲
該 当 な し									

(注) 第1の変更が第2の7の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

8 その他計画の変更

該当なし

第3 附図の変更

現計画の附図を用いて、次の点に留意しながらそれぞれの計画変更の内容を明らかにした図面を作成し添付すること。

1 附図1号－農用地利用計画変更

編 入……赤でかこみ、現利用計画の用途区分に従って色分けする。

除 外……赤でかこみ、赤で斜線を入れる。

用途区分……黒でかこみ、変更後の用途区分に従った色分けする。

なお、附図1号は、農用地利用計画変更にかかる第1の農用地区域の変更説明表を図面の余白にのり付けすること。

2 附図2号～4号－農用地利用計画以外の計画変更

計画変更で廃止したもの…現計画図を黒の×印で削除する。

計画変更で新たに追加されたもの…新たに現計画図に加える。

対図番号	計画変更箇所					
	所在	地目	面積	法第10条第3項の款号	用途区分	
1	山田町余木田47-1	田	1,220㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地	
変更の目的及び必要性						
農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断され(令和5年6月27日付5農委第105号「非農地通知書」)、経済事情の変動その他情勢の推移により、法第10条第3項各号に非該当となったことから除外するもの。						
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号				
		法第13条第2項第2号				
		法第13条第2項第3号				
		法第13条第2項第4号				
		法第13条第2項第5号				
		法第13条第2項第6号				
	法第10条第4項規定の土地 (非農用地 令第8条)					
	法第10条第3項各号非該当の土地	「農地法の運用通知」第4の(3)に基づいた農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない。また、経済事情の変動その他情勢の推移に伴い山林原野化している土地であり、法第10条第3項1号も非該当である。				
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・()				
	当該地の選定理由					
軽微な変更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕					
その他の事項による除外						
農地転用許可権者との事前調整(農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※ 農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)による区分により記載する。						
農地転用許可権者						
意見						
農地区分						
農地転用許可条項						
他法令との調整	特になし					

対図番号	計画変更箇所					
	所在	地目	面積	法第10条第3項の款号	用途区分	
2	田人町旅人字下平石207	畑	228㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地	
変更の目的及び必要性						
農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断され(令和5年6月27日付5農委第105号「非農地通知書」)、経済事情の変動その他情勢の推移により、法第10条第3項各号に非該当となったことから除外するもの。						
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号				
		法第13条第2項第2号				
		法第13条第2項第3号				
		法第13条第2項第4号				
		法第13条第2項第5号				
		法第13条第2項第6号				
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地 令第8条〕					
	法第10条第3項各号非該当の土地	「農地法の運用通知」第4の(3)に基づいた農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない。また、経済事情の変動その他情勢の推移に伴い山林原野化している土地であり、法第10条第3項1号も非該当である。				
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・()				
	当該地の選定理由					
軽微な変更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕					
その他の事項による除外						
農地転用許可権者との事前調整(農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※ 農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)による区分により記載する。						
農地転用許可権者						
意見						
農地区分						
農地転用許可条項						
他法令との調整	特になし					

対図番号	計画変更箇所					
	所在	地目	面積	法第10条第1項の款号	用途区分	
3	岩間町上山42	畑	859㎡ うち140㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地	
変更の目的及び必要性						
携帯電話無線中継基地局(電気事業法による中継施設)を設置するため、農業振興地域における農用地から除外するもの。						
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号				
		法第13条第2項第2号				
		法第13条第2項第3号				
		法第13条第2項第4号				
		法第13条第2項第5号				
		法第13条第2項第6号				
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地 令第8条〕					
	法第10条第3項各号非該当の土地					
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・()				
	当該地の選定理由					
軽微な変更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○ 〔第2号 第3号 第4号〕					
その他の事項による除外	法第15条の2第1項に規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用も不要なもの。					
農地転用許可権者との事前調整(農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※ 農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)による区分により記載する。						
農地転用許可権者						
意見						
農地区分						
農地転用許可条項						
他法令との調整	特になし					

対図番号	計画変更箇所					
	所在	地目	面積	法第10条第1項の款号	用途区分	
4	三和町合戸字浮矢3-1	田	831㎡ うち 112.50㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地	
変更の目的及び必要性						
携帯電話無線中継基地局（電気事業法による中継施設）を設置するため、農業振興地域における農用地から除外するもの。						
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号				
		法第13条第2項第2号				
		法第13条第2項第3号				
		法第13条第2項第4号				
		法第13条第2項第5号				
		法第13条第2項第6号				
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地 令第8条〕					
法第10条第3項各号非該当の土地						
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）			
		当該地の選定理由				
軽微な変更		*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外		法第15条の2第1項の規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用も不要なもの。				
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）						
※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。						
農地転用許可権者						
意見						
農地区分						
農地転用許可条項						
他法令との調整		特になし				

対図 番号	計 画 変 更 箇 所				
	所 在	地 目	面 積	法第10条第1項の款号	用途区分
5	平北神谷字堂田1-1	田	1,936㎡ うち 2.25㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性					
携帯電話無線中継基地局（電気事業法による中継施設）を設置するため、農業振興地域における農用地から除外するもの。					
除 外	法第13条 第2項第1号				
	法第13条 第2項第2号				
	法第13条 第2項第3号				
	法第13条 第2項第4号				
	法第13条 第2項第5号				
	法第13条 第2項第6号				
	法第10条第4項 規定の土地 〔 非農用地 令第8条 〕				
法第10条第3項 各号非該当の土地					
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）			
	当該地の選定理由				
軽 微 な 変 更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外	法第15条の2第1項の規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用も不要なもの。				
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）					
※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意 見					
農 地 区 分					
農地転用許可条項					
他法令との調整	特になし				

対図 番号	計 画 変 更 箇 所				
	所 在	地 目	面 積	法第10条第1項の款号	用途区分
6	小川町上小川字根本57-86	畑	6,010㎡ うち 2.25㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・ <u>第5号</u>	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性					
携帯電話無線中継基地局（電気事業法による中継施設）を設置するため、農業振興地域における農用地から除外するもの。					
除 外	法第13条 第2項第1号				
	法第13条 第2項第2号				
	法第13条 第2項第3号				
	法第13条 第2項第4号				
	法第13条 第2項第5号				
	法第13条 第2項第6号				
	法第10条第4項 規定の土地 〔 非農用地 令第8条 〕				
法第10条第3項 各号非該当の土地					
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）			
	当該地の選定理由				
軽 微 な 変 更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外	法第15条の2第1項の規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用も不要なもの。				
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）					
※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意 見					
農 地 区 分					
農地転用許可条項					
他法令との調整	特になし				

対図 番号	計 画 変 更 箇 所				
	所 在	地 目	面 積	法第10条第1項の款号	用途区分
7	四倉町白岩字原78	畑	136㎡ うち 2.25㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性					
携帯電話無線中継基地局（電気事業法による中継施設）を設置するため、農業振興地域における農用地から除外するもの。					
除 外	法第13条 第2項第1号				
	法第13条 第2項第2号				
	法第13条 第2項第3号				
	法第13条 第2項第4号				
	法第13条 第2項第5号				
	法第13条 第2項第6号				
	法第10条第4項 規定の土地 〔 非農用地 令第8条 〕				
	法第10条第3項 各号非該当の土地				
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）			
	当該地の選定理由				
軽 微 な 変 更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外	法第15条の2第1項の規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用も不要なもの。				
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）					
※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意 見					
農 地 区 分					
農地転用許可条項					
他法令との調整	特になし				

対図 番号	計 画 変 更 箇 所				
	所 在	地 目	面 積	法第10条第1項の款号	用途区分
8	遠野町深山田字折部前72-1	畑	2,723㎡ うち 2.25㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性					
携帯電話無線中継基地局（電気事業法による中継施設）を設置するため、農業振興地域における農用地から除外するもの。					
除 外	法第13条 第2項第1号				
	法第13条 第2項第2号				
	法第13条 第2項第3号				
	法第13条 第2項第4号				
	法第13条 第2項第5号				
	法第13条 第2項第6号				
	法第10条第4項 規定の土地 〔 非農用地 令第8条 〕				
法第10条第3項 各号非該当の土地					
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）			
	当該地の選定理由				
軽 微 な 変 更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外	法第15条の2第1項の規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用も不要なもの。				
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）					
※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意 見					
農 地 区 分					
農地転用許可条項					
他法令との調整	特になし				

対図 番号	計 画 変 更 箇 所				
	所 在	地 目	面 積	法第10条第1項の款号	用途区分
9	川前町下桶売字上高部37-1	畑	798㎡ うち 73.43㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性					
携帯電話無線中継基地局（電気事業法による中継施設）を設置するため、農業振興地域における農用地から除外するもの。					
除 外	法第13条 第2項第1号				
	法第13条 第2項第2号				
	法第13条 第2項第3号				
	法第13条 第2項第4号				
	法第13条 第2項第5号				
	法第13条 第2項第6号				
	法第10条第4項 規定の土地 〔 非農用地 令第8条 〕				
法第10条第3項 各号非該当の土地					
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）			
	当該地の選定理由				
軽 微 な 変 更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外	法第15条の2第1項の規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用も不要なもの。				
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。） ※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意 見					
農 地 区 分					
農地転用許可条項					
他法令との調整	特になし				

対図 番号	計 画 変 更 箇 所				
	所 在	地 目	面 積	法第10条第1項の款号	用途区分
10	三和町中三坂字根岸77-1	田	2,209㎡ うち 2.25㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性					
携帯電話無線中継基地局（電気事業法による中継施設）を設置するため、農業振興地域における農用地から除外するもの。					
除 外	法第13条 第2項第1号				
	法第13条 第2項第2号				
	法第13条 第2項第3号				
	法第13条 第2項第4号				
	法第13条 第2項第5号				
	法第13条 第2項第6号				
	法第10条第4項 規定の土地 〔 非農用地 令第8条 〕				
法第10条第3項 各号非該当の土地					
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）			
	当該地の選定理由				
軽 微 な 変 更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外	法第15条の2第1項の規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用も不要なもの。				
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）					
※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意 見					
農 地 区 分					
農地転用許可条項					
他法令との調整	特になし				

対図 番号	計 画 変 更 箇 所				
	所 在	地 目	面 積	法第10条第1項の款号	用途区分
11	川前町下桶売字高部13-1	畑	346㎡ うち 15.62㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性					
携帯電話無線中継基地局（電気事業法による中継施設）を設置するため、農業振興地域における農用地から除外するもの。					
除 外	法第13条 第2項第1号				
	法第13条 第2項第2号				
	法第13条 第2項第3号				
	法第13条 第2項第4号				
	法第13条 第2項第5号				
	法第13条 第2項第6号				
	法第10条第4項 規定の土地 〔 非農用地 令第8条 〕				
法第10条第3項 各号非該当の土地					
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）			
	当該地の選定理由				
軽 微 な 変 更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外	法第15条の2第1項の規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用も不要なもの。				
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）					
※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意 見					
農 地 区 分					
農地転用許可条項					
他法令との調整	特になし				

対図 番号	計 画 変 更 箇 所				
	所 在	地 目	面 積	法第10条第1項の該当号	用途区分
12	四倉町駒込字久原319-5	畑	904㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性					
電気事業法による発電事業用に供する電気工作物（電力開閉施設および鉄塔）を設置するため、農業振興地域における農用地から除外するもの。					
除 外	法第13条 第2項第1号				
	法第13条 第2項第2号				
	法第13条 第2項第3号				
	法第13条 第2項第4号				
	法第13条 第2項第5号				
	法第13条 第2項第6号				
	法第10条第4項 規定の土地 〔 非農用地 令第8条 〕				
	法第10条第3項 各号非該当の土地				
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）			
	当該地の選定理由				
軽 微 な 変 更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外	法第15条の2第1項の規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用も不要なもの。				
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。） ※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意 見					
農 地 区 分					
農地転用許可条項					
他法令との調整	特になし				